

仙台市民間賃貸住宅入居支援制度実施要綱

(平成18年6月1日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅入居支援制度（住宅確保困難世帯の居住の安定の確保に資することを目的として、市、不動産関係団体、協力保証会社等の関係機関が連携し、住宅確保困難世帯に対して民間賃貸住宅の情報の提供、家賃等債務保証の実施その他の入居支援（以下「入居支援」という。）を行う制度。以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅確保困難世帯 家賃等の負担能力があるにもかかわらず保証人を立てることができないために住宅の確保が困難な者及びその世帯をいう。
- 二 不動産関係団体 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部をいう。
- 三 協力会員 本制度に協力する不動産取引業者で第5条第4項の規定により登録されたものをいう。
- 四 協力保証会社 本制度に協力する保証会社で第6条第1項の規定により申請されたものをいう。
- 五 民間賃貸住宅 協力会員が取り扱う賃貸住宅をいう。
- 六 家賃等債務保証 住宅確保困難世帯と協力会員との間で締結される民間賃貸住宅に係る賃貸借契約について、住宅確保困難世帯が協力保証会社に対して必要な保証料等を支払うことにより、協力保証会社が住宅確保困難世帯の債務の保証をすることをいう。

(入居支援における協力体制)

第3条 市、不動産関係団体、協力会員及び協力保証会社は、互いに協力し、連携を図りながら入居支援を行うものとする。

(不動産関係団体との協定)

第4条 市長は、入居支援を円滑に実施するため、不動産関係団体と協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 不動産関係団体は、所属する不動産取引業者の中から協力会員を推薦し、次に掲げる事項を市長に報告すること
 - イ 協力会員の名称及び所在地
 - ロ 協力会員の代表者の氏名及び免許番号
 - ハ その他市長が必要と認める事項
- 二 不動産関係団体は、所属する不動産取引業者に対し、本制度の目的及び内容について広く周知を図ること
- 三 その他市長が必要と認める事項

(協力会員の登録)

第5条 市長は、不動産関係団体から推薦された不動産取引業者を協力会員とするものとする。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、適当であると認める不動産取引業者を協力会員とすることができる。

3 不動産関係団体は、推薦にあたり協力会員推薦書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により協力会員とした不動産取引業者を、協力会員名簿(様式第2号)に登録するとともに、その旨を通知するものとする。

(協力保証会社の審査等)

第6条 本制度に協力し、家賃等債務保証を実施しようとする保証会社は、市長に協力申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、別に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請をした保証会社を協力保証会社として協力保証会社名簿(様式第4号)に掲載するとともに、その旨を通知するものとする。なお、前段の別に定める基準に適合しなくなった場合及び本制度の運用に支障を与えるような行為があった場合には、協力保証会社名簿からの掲載を取り消すものとする。

3 協力保証会社は、市長に対し、家賃等債務保証の実施の状況等について必要な報告をするものとする。

(制度利用対象者)

第7条 協力保証会社は、次に掲げる要件を満たす住宅確保困難世帯に対して、家賃等債務保証を行うものとする。

- 一 仙台市内への居住を希望していること
- 二 前号に掲げるもののほか、協力保証会社が別に定める要件

(協力会員情報の提供等)

第8条 市長は、民間賃貸住宅への入居を希望する住宅確保困難世帯からの相談に対して、本制度についての十分な説明を行い、協力会員の情報を提供するとともに、本制度を適切かつ有効に利用するために必要な助言をするものとする。

(相談内容等の記録)

第9条 市長は、住宅確保困難世帯からの相談の内容、協力保証会社からの報告事項等について、相談・報告内容記録簿(様式第5号)に記録するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

附 則(平成28年3月25日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月26日改正)

この改正は、令和元年5月1日から実施する。